

現行計画からの主な変更点について（原案）

目 次		現行計画（第3期）からの主な見直し点
第1章 計画の基本的な考え方	1 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に基づき記載 時点修正
	2 計画の位置付け	
	3 計画期間	
第2章 現状と課題	1 医療費の動向	<ul style="list-style-type: none"> 時点修正
	(1) 国民医療費と本県の医療費の状況	
	(2) 後期高齢者医療費の状況	
	(3) 疾病と医療費の状況	<ul style="list-style-type: none"> 時点修正
	2 生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> 時点修正
	(1) メタボリックシンドローム	
	(2) 特定健康診査・特定保健指導	
	(3) 喫煙等	
	(4) 糖尿病の重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> 時点修正
	3 その他	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品割合（金額ベース）について記述を追加 新たに「バイオ後続品」について記述を追加 時点修正
(1) 後発医薬品及びバイオ後続品		
(2) 医薬品の適正使用		
(3) 医療需要の変化	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人口構造の変化に対応するため、新たに「医療需要の変化」の項目を追加 	
第3章 目 標	1 県民の健康の保持の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新たに「生活習慣病等重症化予防の推進に関する事項」及び「高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進に関する事項」を追加 時点修正
	2 医療の効率的な提供の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 「後発医薬品の使用促進に関する事項」について、数量ベースから金額ベースに変更 新たに「バイオ後続品の使用促進に関する事項」、「医療資源の効果的・効率的な活用に関する事項」及び「医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する事項」を追加 時点修正
第4章 本県が取り組む施策	1 県民の健康の保持の推進に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 新たな目標設定に伴い「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を追加 時点修正
	2 医療の効率的な提供の推進に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 新たな目標設定に伴い「医療資源の効果的・効率的な活用」及び「医療と介護の連携の推進」を追加 時点修正
第5章 計画期間における医療に要する費用の見込み		<ul style="list-style-type: none"> 医療に要する費用の見込み額に、医療資源の効果的・効率的な活用のために適正化に向けて必要な取組を進める事項（効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療、医療資源の投入量に地域差がある医療）の効果額を反映 医療に要する費用の見込み額を、医療保険制度毎・年度別に算出 時点修正
第6章 計画の達成状況の評価		<ul style="list-style-type: none"> 時点修正
第7章 計画の推進		<ul style="list-style-type: none"> 保険者等との連携を強化する内容に修正 時点修正